

第13回映画甲子園

募集要項

早稲田大学 基幹理工学部 表現工学科 坂井滋和研究室

特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター

開催概要

1. 趣 旨

インターネット網や映像メディアのデジタル化がもたらした「通信と放送の融合」で象徴されるコンテンツ制作と配信技術は新しい学問・技術体系として『メディアサイエンス』の構築の必要性を醸造し、多くの大学のカリキュラムに取り入れられています。

早稲田大学が設立した『表現工学科』は「インターメディア」（科学技術と芸術表現の融合）への理解を深め、更なる研究と映像表現技術の研鑽を志す新たな才能の発掘、指導育成を行なうことで、メディアサイエンスの構築の一翼を担うものです。

また、高校の現場において映像教育を実践する教職員を対象とするシンポジウムを併設して、高校生段階において、インターメディアの基礎となる4つの構成要素である「観察力」「表現力」「チームワーク力（コミュニケーション能力）」と「IT技術（の駆使）力」を如何にして高校生に身につけさせるかを聚義、検討して行くことで、映画制作活動を通じて高校生が創造性を発揮し、培い、個性を一層伸長させ、新時代の文化大国日本の文化芸術の裾野を拡大させることを目指します。

2. 目 的

- ① 映像制作活動を通じ、芸術・文化・科学を愛好する心を育てると同時に、自らが文化の発信者となるための観察力・表現力・コミュニケーション能力・情報通信技術（駆使）力などを高める。
- ② 芸術を理解し消化する力と新たな文化を創造する力を育てるとともに、情報発信（受信）者としての自覚と資質を高める。
- ③ 公共の場に成果を発表することで、社会との関わりに目を向け、映画（映像表現）の持つ情報伝達力の大きさと高度情報化社会（コミュニケーションの場）において映像表現の果たすべき役割の大きさを学ぶ。

3. 主 催

早稲田大学基幹理工学部表現工学科 坂井滋和研究室

早稲田大学国際情報通信研究センター

特定非営利活動法人 学校マルチメディアネットワーク支援センター

4. 協 力

新人監督映画祭 / 次世代クリエイターズ協会

第13回映画甲子園について

1. 応募資格について

映画甲子園は“高校生”の映画の祭典です。個人応募、グループでの応募（クラス、クラブ、同好会など）いずれの場合も、以下の2点のいずれかを応募者全員がクリアしていることを応募の条件とさせていただきます。

※グループでの応募の場合、異なる学校に通う人たちのグループでも応募可能です。

- ① 全国の高等学校（全日制・定時制・通信制高等学校、高等専門学校、中等教育学校・中高一貫校、養護学校高等部など）に2018年4月1日時点で在籍する生徒であること。
- ② 2000（平成12年）年4月2日～2003（平成15）年4月1日の間に生まれた者であること。

2. 募集部門について

出展作品の募集部門は、**短編作品部門**と**自由作品部門**の2部門です。

応募いただく作品について、テーマやジャンル、表現形式など、**作品時間以外には一切の制限を設けません**が、以下の各点をクリアした映画を出品してください。

- ① 出演者を除く制作者の全てが上記1の「応募資格」を持った者による映像作品であること。
 - ※1 他人が書いた原作・脚本を用いて制作する場合は応募前に原作・脚本執筆者及び、共同著作者から応募及び映像作品製作等のための使用許可を得ておいてください。
 - ※2 他人が制作した映画を無断で出品したり、他人の映画・映像作品の全部または一部を盗用した作品は失格となります。
 - ※3 作品内の出演者についての制限はありません。 学校関係者に限らず、どなたでもご出演可能です。
- ② 作品時間は、短編作品部門：15秒～7分程度 / 自由作品部門：8分～60分程度とします。
- ③ 公序良俗に反する不適切な表現や特定の人物、団体等を誹謗中傷するような内容は避けてください。
- ④ 応募数に制限はなく、同一の団体から複数の作品を出品いただけます。

3. 参加費（応募料）について

- ① エントリー料 : 出品応募1団体につき 2,000円
- ② 審査料 : 1作品につき 1,000円

※参加費の払込先等については、ご応募後、受付のご連絡をEメールで差し上げます。出品数に応じた参加費を確定させていただいた上で通知申し上げます。

4. 作品審査について

① 格付け審査

応募いただいた作品について、加点法に基づく10段階評価（絶対評価）を行なって、「特選」「準特選」「秀作」「佳作」「奨励賞」「激励賞」「努力賞」を決定します。

・審査結果は2018年11月4日（日）に大会会場で発表します。

② 両部門「決勝戦」進出各2作品の選抜審査

両部門の応募作品中「特選」「準特選」「秀作」「佳作」に格付けされた作品中から両部門の決勝戦に進出する各2作品を「相対評価」によって決定する、選抜審査（＝大学教員や専門家等が担当）を行ないます。

決勝審査は、部門ごとに選抜された2作品を大会会場で上映し、公開審査によって「優勝」と「準優勝」の作品を決定します。（決勝に進めなかった作品の中から4作品に「ベスト8」を、2作品に「ベスト4」を贈らせて頂き、2018年11月10日からユナイテッドシネマ豊洲（東京都江東区）で開催される「新人家督映画祭」で正式上映いたします。）

5. スケジュールについて

① 作品提出期間

2018年7月2日（月）～10月1日（月）※最終日付で発送された分まで受付

② 審査期間

2018年10月1日（月）～11月3日（土）

③ 最終審査結果発表 / 贈賞式

2018年11月4日（日）

※審査結果は、公式サイトで発表するほか、贈賞式欠席者には映画甲子園事務局より、作品応募シートに記載された連絡先に通知の後、賞状を学校宛に送付いたします。

④ 「決勝戦」（決勝審査）

2018年11月4日（日）

会場：早稲田大学 国際会議場 井深大記念ホール

※詳細は、決定次第公式WEBサイトで発表するほか、映画甲子園事務局より通知いたします。

6. 応募方法について

① SMN公式サイト内のエントリーフォームよりお手続きをいただくか、過去大会参加校宛に郵送した「作品応募シート」を映画甲子園事務局までご回送ください。

② 2018年10月1日（月）までに以下のa/b 2点（他者の著作物を使用する場合は+c）を映画甲子園事務局宛に郵送もしくはギガファイル便などの大容量ストレージサービスを使ってお送りください。

郵送の際には作品が録画された記憶媒体が破損しないよう、梱包に注意してください。

a. 「作品応募シート」（必要事項をすべて記入）

作品を複数応募する場合には、作品ごとに個別の作品情報シートを用意してください。

b. 「作品」

作品はDVD、USBメモリ等の記録媒体に記録して応募してください。

※映像を記録するファイル形式は、MOV、MPEG4、MP4、AVI、WMV の何れかを採用してください。

※出品作品は表彰会場などで公開上映されることもありますので、映像状態の良いものをお送りください。

※応募作品は返却しませんので、マスターではなくコピーをとった複製のものでご応募ください。

c. 「著作物使用許諾書」(任意)

作品内で使用される全ての第三者の著作物(音楽、画像、写真、文章その他)については、応募者自身で著作権の処理を行ってください。使用許諾を得たものに関しては「使用許諾書」等を作成・明記の上、コピーしたものを作品に添付して提出してください。許諾を得ずに作品内で使用し、権利侵害や損害賠償などの訴えがあった場合、主催者側では一切の責任は負いかねますのでご注意ください。

7. 失格について

「第13回映画甲子園」に応募し、審査を経て賞が確定し、出品作品が公開された後であっても、次の不正があった場合には「失格」となります。

- ① 募集要項の各項に違反があった場合。また、製作された作品内で他者への著作権侵害が判明し、著作権者・著作隣接権者から使用許諾を得ていない場合。
- ② 応募記載事項に事実が記載されていなかった場合。
- ③ その他、コンクール参加者としてふさわしくない反社会行為が認められた場合。

8. 応募作品の著作権について

人々や法人が創作した文芸、学術、美術、音楽などの文化的な創作物(＝著作物)は著作権法で保護されていますので、他の人が創作した著作物を利用するときには、著作権者(JASRAC)の許諾を受けなければなりません。

また、著作権法は著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード会社、放送事業者などに「著作隣接権」という権利を与えて保護しています。出品作品中に市販のCDやテープを音源として利用する場合、JASRACの手続きとは別に、レコード会社から音源利用についての許可を得る必要があります。

作品に音楽などの著作物を利用する場合、著作権・著作隣接権の権利処理について十分に注意してください。

【音楽の著作物利用について】

以下の手順で著作権手続きの確認作業を必ず行ってください。

- ① JASRAC が管理している楽曲か否かを JASRAC ホームページのサイト内にある JASRAC 作品検索サービス「J-WID」で確認してください。

JASRAC ホームページ <http://www.jasrac.or.jp>

- ② JASRAC が管理している日本曲を使用する場合、JASRAC 所定の申込書「映像ソフト録音利用申込書(新譜用)」および「映像ソフト録音利用明細書」に記入し、JASRAC へ著作権の手続きを行ってください。JASRAC から利用許諾を得た場合、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付してください。

JASRAC 映像ソフト録音利用手続きの詳細

<http://www.jasrac.or.jp/info/create/video.html>

JASRAC 映像ソフト録音申込書類のダウンロード

http://www.jasrac.or.jp/info/d_02.html

なお、インターネットでの利用申込みも可能です。インターネットで利用申込みされる場合は、JASRAC サイト TOP 画面より「J-RAPP」を選択し、J-RAPP トップメニュー（ログイン画面）で利用者登録を行ってください。ログイン ID とパスワード発行までに約 1 週間かかりますので、インターネットでお申込みいただく場合は、お早めのお手続きをお願いいたします。WEB 申請で JASRAC から利用許諾を得た場合も、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付してください。

<注意>

*外国曲（J-WID の検索で表示される作品コード（8 桁）の左から 2 番目の文字がアルファベットで表記されているもの）や専属曲（J-WID の作品詳細表示画面の「ビデオ」の該当区分に専属とある作品）は応募作品に利用しないよう注意してください。（※）

（※）外国曲や専属曲は事前に権利者やレコード会社に直接連絡を取り、金額の指定を受ける必要があります。この場合の指定金額は通常かなり高額となり、利用不可となるケースもあることから、予め除外いただいております。

*JASRAC が管理していない楽曲を利用する場合（他の著作権管理団体が管理している楽曲や管理団体に所属していない作家の楽曲を利用する場合など）、該当する著作権者から直接許諾を得る必要があるので注意してください。

*替え歌をするなど著作者の許可なく著作物を改ざんして利用することは、「著作者人格権」の侵害行為とみなされますので注意してください。

*著作権の保護期間は作家の死後 50 年間ですが、外国曲の場合、戦時加算制度により通常の保護期間におよそ 10 年が加算される作品があるので注意してください。

*原詞・原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品や訳詞されているものを利用する場合、著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

*著作権音源フリーといわれる「ライブラリー音楽」を利用する場合、音源は自由に利用できても著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

【使用音源について】

利用楽曲の著作権の有無にかかわらず、市販の CD やテープを音源として利用する場合、レコード会社から音源利用についての許可を得る必要があります。レコード会社へ直接問合せ、音源について許諾を得てください。（CD の音源が利用できないものもありますので必ずレコード会社へお問合せください）

特に著作権が消滅している作品の CD やテープを音源として利用する場合は注意してください。（着メロ、カラオケ音源等を利用する場合も音源製作者から利用許諾を得る必要があります）

【音楽以外の著作物の利用について】

応募作品に音楽以外の著作物を利用する場合も、製作責任者自身が関係権利者・団体に利用許可を得る必要があります。

9. 応募作品の取り扱いについて

出品作品につきまして、応募者は、エントリー時点で、以下のことを承認したものとさせていただきます。

① 公式ホームページ等を通じ、不特定多数の視聴者に配信する。

- ② 全国各地の劇場や上映施設を備えた公会堂などで上映する。
 - ③ DVD-R に録画し、NPO 法人学校マルチメディアネットワーク支援センターのネットワーク参加校への配布や、本大会支援者や映画ファンなど、広く一般に頒布する。
 - ④ 映画甲子園実行委員会が取材を認めたラジオ・TV などのメディアを通じて放送する。
- ※尚、映画甲子園実行委員会では、以上各項のために出品作品の編集を行う場合があります。

<注意>

出品作品は応募者が著作権を有しているもの、もしくは応募者の責任で予め著作権を有する原作者の使用許諾を得ることを応募の条件とします。

万一、第三者から応募された作品に対して権利侵害や損害賠償が主張された場合には、実行委員会は免責となります。また、逆に、応募作品の著作権などが第三者によって侵害された場合、主催者は侵害の実態を調査し、その作品の登録データを公開して侵害を被った事実を公表する等の善後策を講じます。

出品作品の著作権は応募者に帰属しますが、出品作品は、映画甲子園実行委員会が大会の広報・PR等、非商用目的で活用あるいは複製・加工・二次利用をする場合、映画甲子園実行委員会の判断で使用できるものとします。応募者は応募の時点で、この条件を予め許諾したものとみなします。

上記の条件は、応募作品のパブリシティ権(放映権、出版権等)や二次著作権(著作隣接権)が第三者に移転した場合にも承継されることとします。

したがって、受賞者は応募作品を第三者に有償・無償の別を問わず譲渡若しくは貸与する場合には、受賞者の責任において第三者との間でこの旨の契約事項を盛り込んだ契約の締結が必要となります。

10. 諸注意

- ・応募時に提出された作品・資料などは返却されません。
- ・諸事情により公式サイトに不具合が発生し、配信の際に事故が起こった場合、主催者に重大な過失の無い限り、主催者は一切の責任を負いません。
- ・応募の際に寄せられた個人情報(映画甲子園実行委員会が管理し、本人の承諾無しに情報の開示等を行う事はありません)。
- ・諸事情により、お知らせしている内容を一部変更する場合があります。

以上、内容注意事項をご確認いただき、同意された上でエントリーしてください。

※内容等につきましては、変更になる場合がございます。予めご了承願います。

◆担当/お問い合わせ先

〒162-0042 東京都新宿区早稲田町 85 番地 5F

映画甲子園事務局

FAX : 03-6457-6217

e-mail : info@smn.or.jp / URL : <http://www.smn.or.jp/>